

第43回

相続による権利の承継と対抗要件

今年から来年にかけ相続に関する改正法が施行される。本紙読者の多くは不動産を資産として保有し、その資産を次の世代に承継するため準備を進めていることだろう。こうした準備を疎かにしないためにも、法改正の動向は常にチェックしておきたい。

者に対抗できないこととなりまして。

ただし、この対抗要件主義が適用されるのは、法定相続分を超える部分についてであり、法定相続分の範囲で不動産を承継する場合は含まれません。

また、「相続によって不動産の承継する場合」と記述しましたが、正確には不動産だけではなく、債権や株式、著作権などに関する権利を承継する場合にも同じ扱いを受けることとなります。すなわち、相続によってこれらの権利を承継する場合も、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えることが必要となるのです。

5 自筆証書遺言
せっかく遺言の話が出ましたから、遺言に書かれた相続人は、遺言執行者によって必要な手続をしなければならないこととなります。

4 残された相続人が登記(対抗要件)を備えることができるか
問題は、残された相続人がこうした改正法のルールを把握して、適切に登記などの対抗要件を備えることができるかどうかです。この点については、被相続人が遺言で遺言執行者を指定しておくことによって解決すること

ができるでしょう。すなわち改正法では、遺言執行者は、特定財産承継遺言により、法定相続分の範囲で不動産を承継する相続人のために対抗要件を備えるための権限を有することが明確化されましたから、残された相続人は、遺言執行者によって必要な手続をしなければならないことから、遺産の種類が多い場合など、大変な労力を要することとなります。



▲相続による不動産の承継には準備が必要(写真はイメージ)

1 はじめに

本年(2019年)の1月と7月の2回に分けて、相続に関する改正法(主に民法)が施行となっています。さらに、来年4月と7月にも相続に関する改正法が施行となりますが、これら一連の改正法の施行は、不動産に係る相続にも影響を与えます。

本コラムでは、本年に施行となった「相続による不動産などの権利の承継と対抗要件」と「自筆証書遺言」に係る改正を取り上げます。

2 これまでの考え方

これまでの判例は、たとえば、「特定財産承継遺言」(「Xの土地を相続人Yに相続させる」などという記載のある遺言)によってXの土地を取得した相続人Yは、登記(対抗要件)なくしてその権

3 本年7月1日から

の相続による権利の承継と対抗要件
この点、本年7月以降はシンプルです。相続によって不動産を承継する場合は、遺産分割の場合に限らず特定財産承継遺言による場合も含めて、おおよそ登記を備えなければ第三

4 残された相続人が

登記(対抗要件)を備えることができるか
問題は、残された相続人がこうした改正法のルールを把握して、適切に登記などの対抗要件を備えることができるかどうかです。この点については、被相続人が遺言で遺言執行者を指定しておくことによって解決すること

今月の筆者

●プロフィール

1996年弁護士登録。不動産案件(売買、賃貸借、トラブル等)のほか、企業法務、相続・事業承継などの相談を数多く取り扱っている。東京弁護士会法制委員会商事法制部会会長、東京弁護士会司法部副部長、立教大学大学院独立研究科講師。



日比谷T&Y法律事務所
弁護士
権松 勉

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松山下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/